

## 令和8年度高島町介護保険特別会計当初予算（案）の概要

### 1. 予算編成の概要

第9期高島町介護保険事業計画の最終年度3年目にあたり、次期第10期計画策定を控えつつ、前年度実績等を踏まえて編成を行いました。

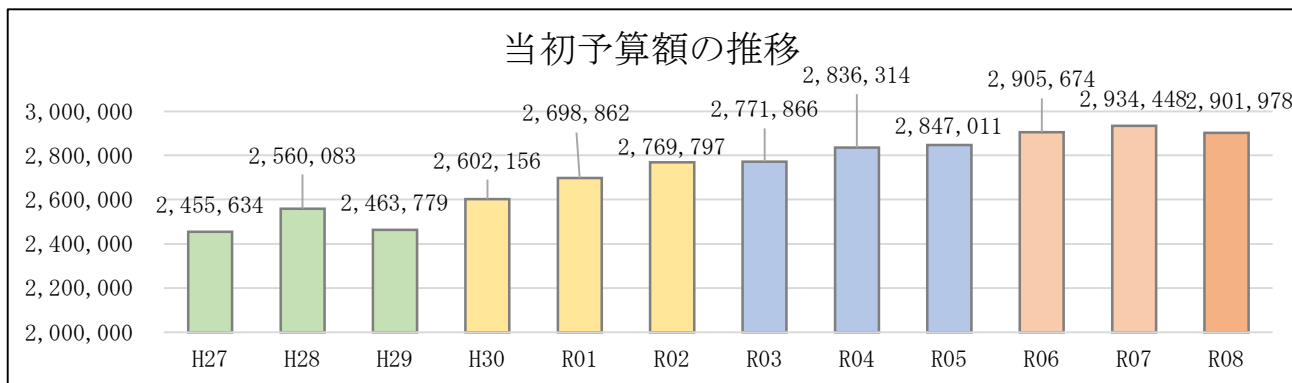
さらに次年度は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮等の属性ごとの制度の狭間にある人も誰一人取り残さない相談支援、地域づくり、参加支援などを行う「重層的支援体制整備事業」を本格的に実施します。そのため、介護保険特別会計に予算計上していた「地域包括支援センター運営経費」「生活支援体制整備事業」等の経費を一般会計に計上することとし、その結果、当初予算の総額は、前年比1.1%減の29億197万8千円となっております。

第9期（令和6年度から8年度まで）の介護保険料は、基準月額を5,900円に据え置きとしています。不足する給付費等の支出については、基金積立より補填することとします。

### 2. 歳入歳出の主な概要

#### (1) 全体の推移と費用負担

(単位；千円)

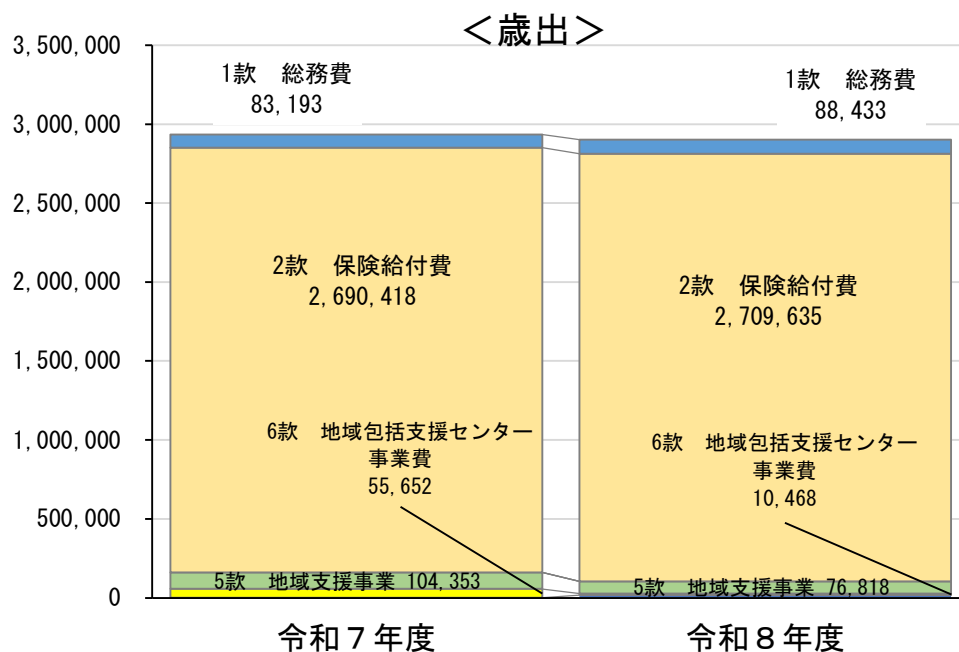
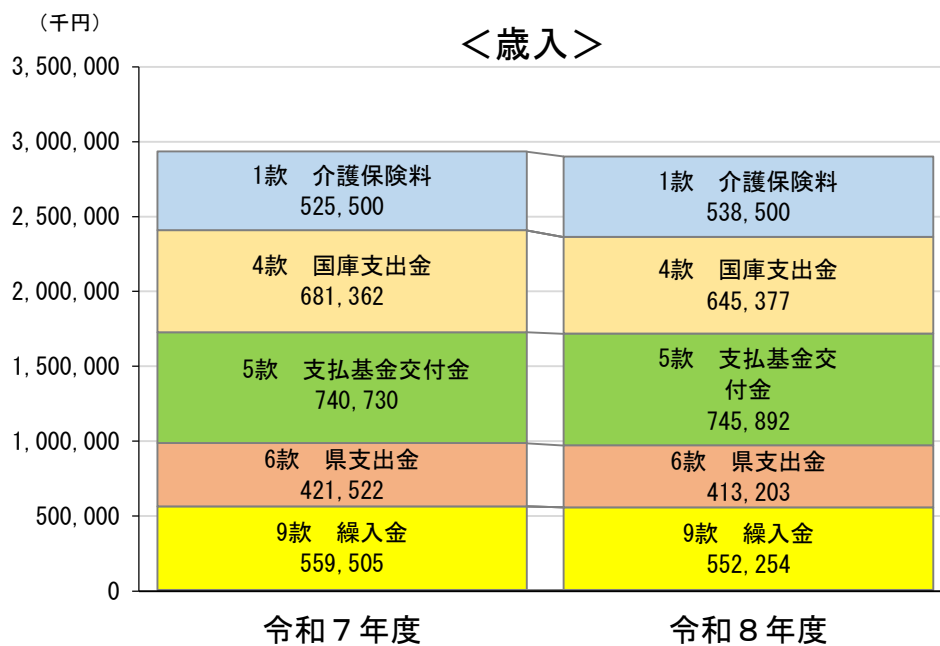


#### 介護保険事業費の費用負担の構成

区 分	保険料		公 費		
	1号保険料	支払基金交付金 (2号保険料)	国費	県費	町費
居 宅 給 付 費	23.0%	27.0%	25.0%	12.5%	12.5%
施 設 給 付 費	23.0%	27.0%	20.0%	17.5%	12.5%
介護予防・日常生活 支援総合事業	23.0%	27.0%	25.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業 ・任意事業	23.0%		38.5%	19.25%	19.25%

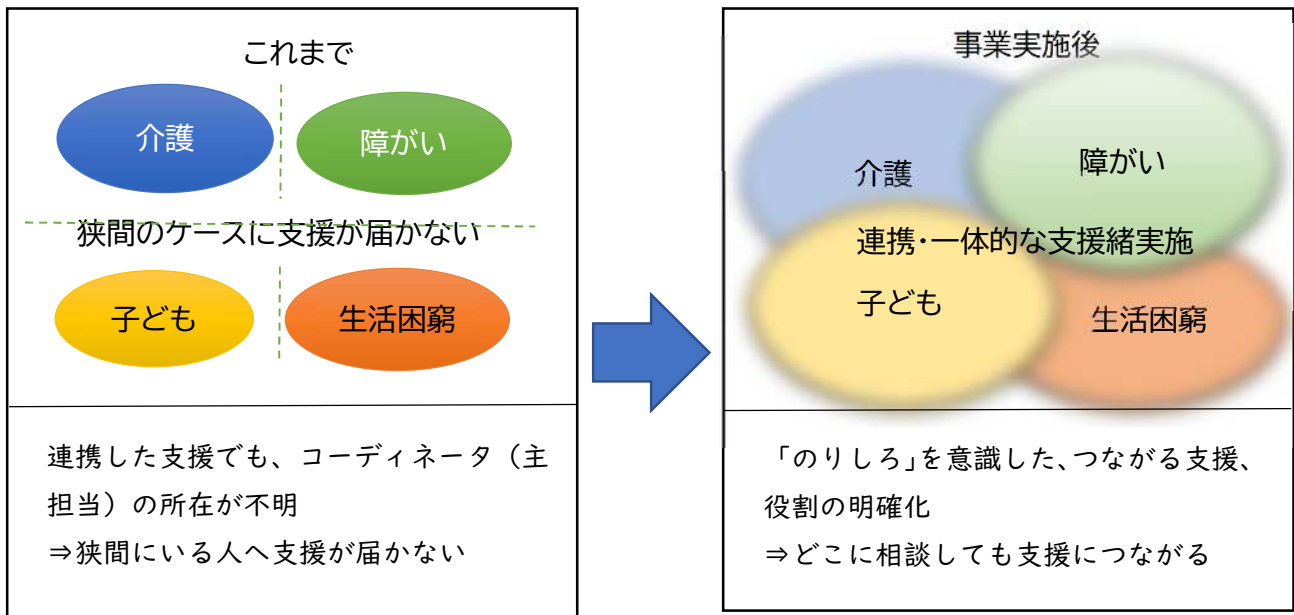
(2) 歳入・歳出の状況

今年度と前年度の比較をしています。



## 高畠町重層的支援体制整備事業の概要と予算（令和8年度）

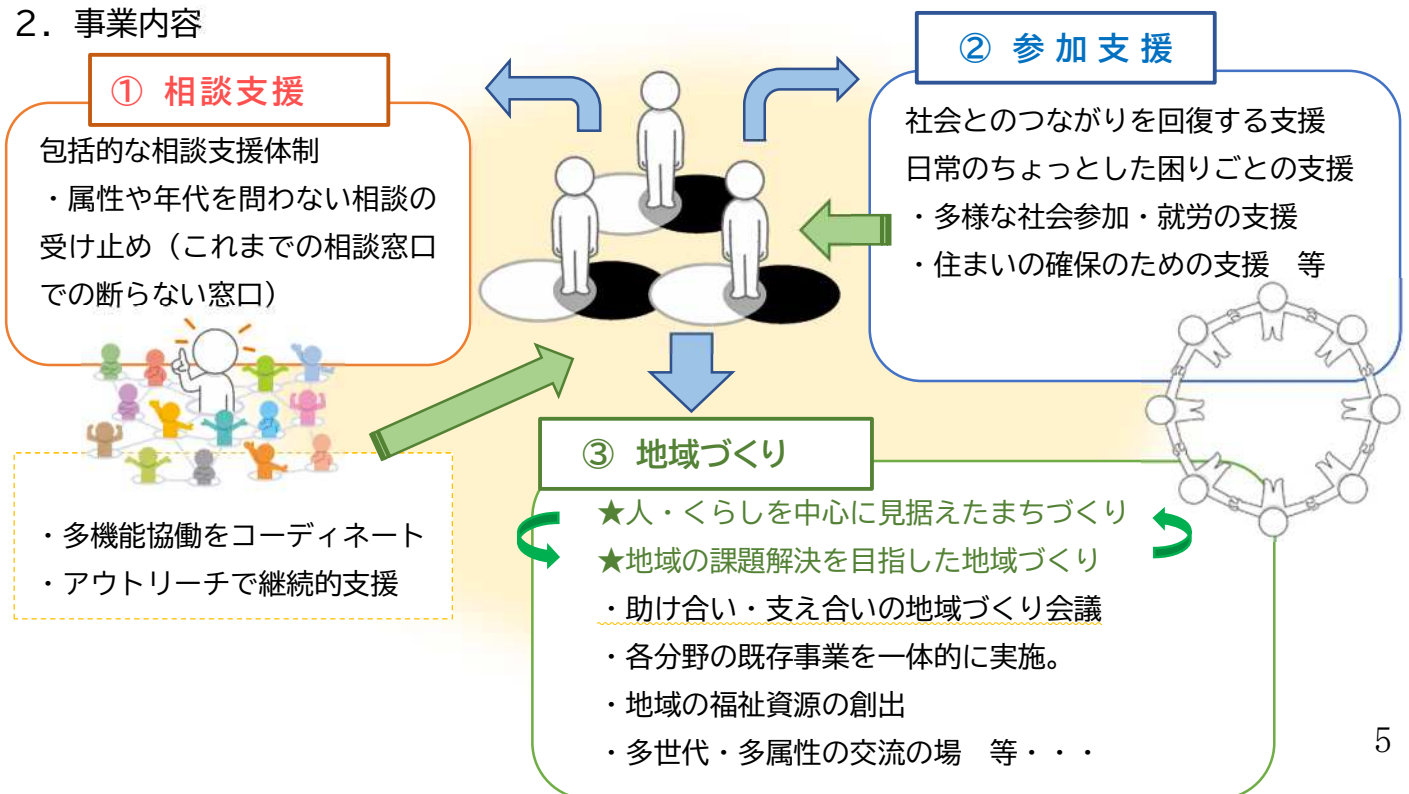
## 1. 事業の目指すもの



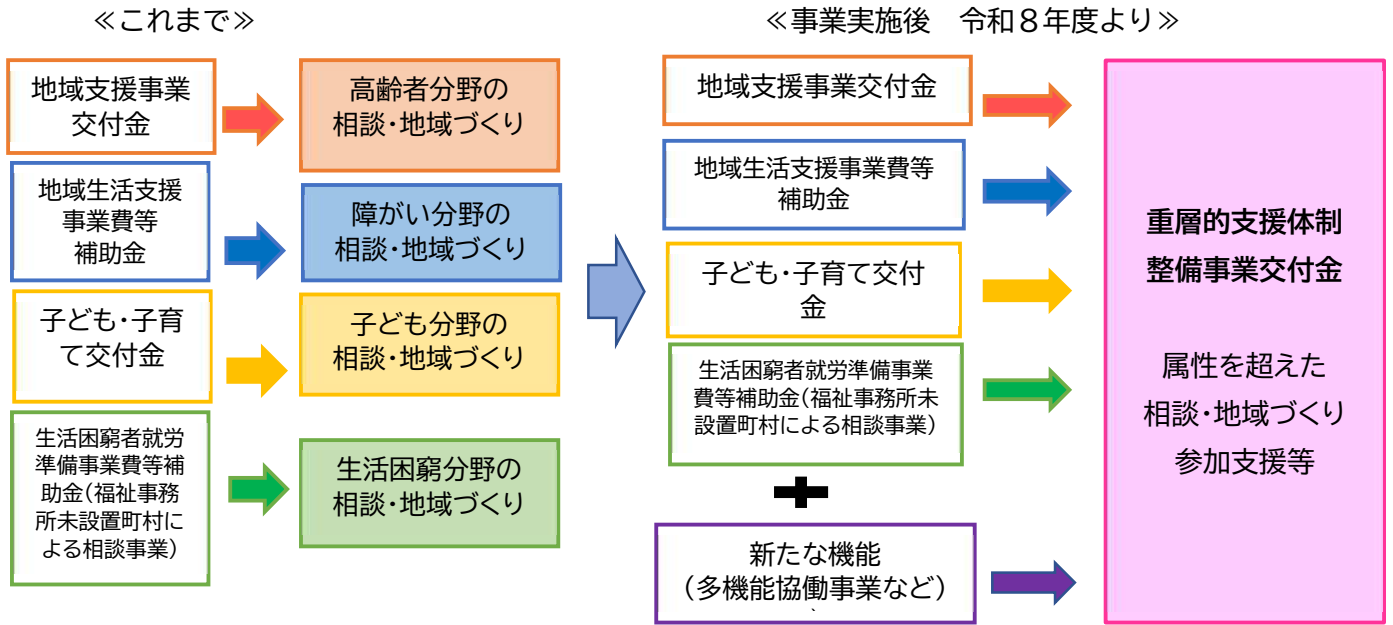
## 【事業実施による効果（例）】

- ◎ 高齢者の親と息子、障がいのある娘、娘の子の世帯で生活困窮。  
➡ 支援者間の情報共有と役割分担を行うことで支援チームを再構築し支援を行い、連携をスムーズに。
- ◎ 1人暮らしの高齢者が、運転免許証を返還し通院できなくなった人が近所にいることを知り、知人とともに移動支援のボランティアをすることに。  
➡ その立ち上げに生活支援コーディネーターも関わり、住民主体の生活支援サービスの社会資源を広げる。
- ◎ 就労支援先がなく、引きこもりが長く続き、親子とも年を重ねていくだけ。  
➡ 親や子へのアウトリーチを行い信頼関係と社会とのつながりと意欲を支援。就労先の選択肢の拡大のため、地域の支え合いの意識を向上し、農福連携、障がい者雇用の促進等の就労支援の社会資源を拡大。

## 2. 事業内容

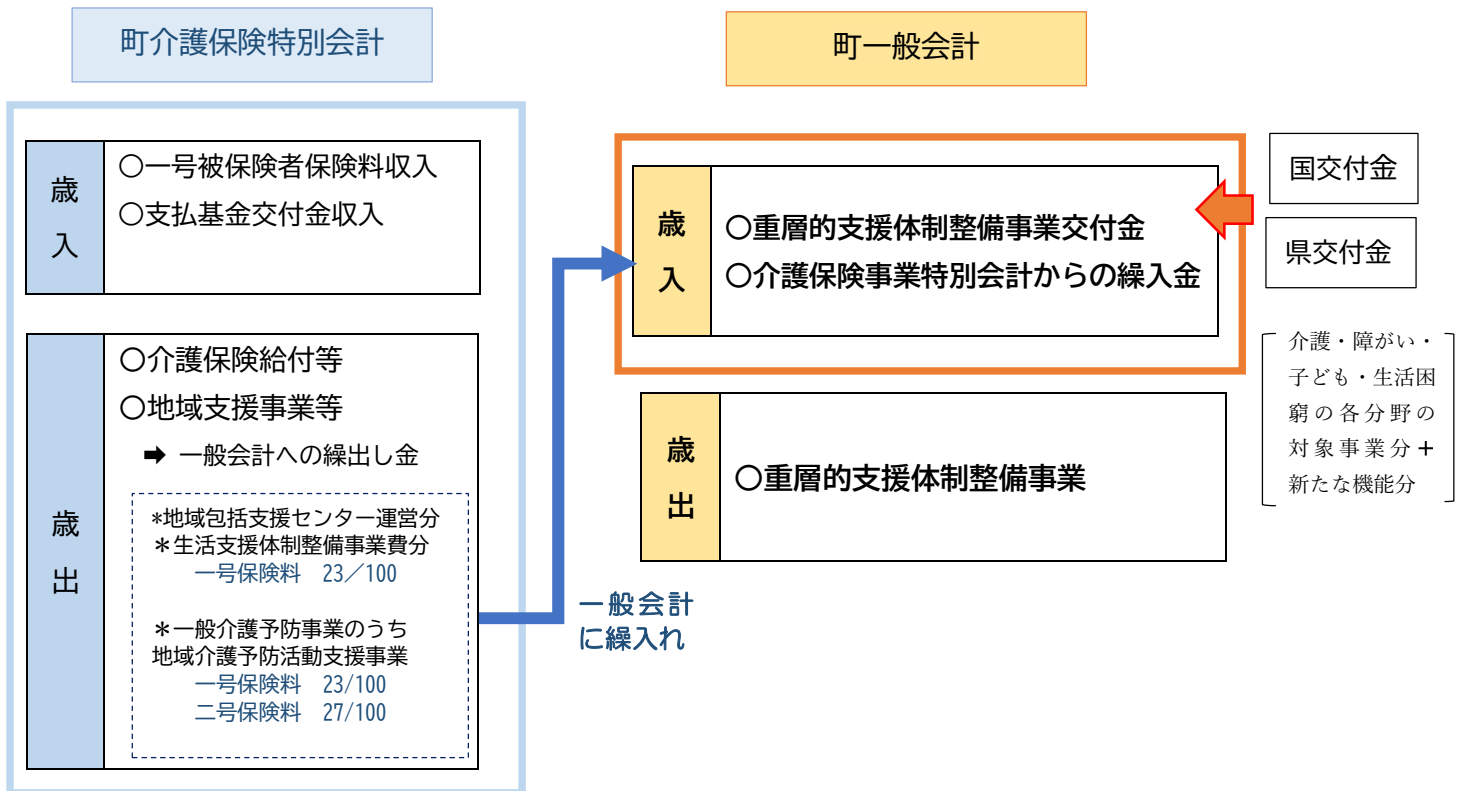


### 3. 重層的支援体制整備事業交付金の活用



各分野の重層的支援体制整備事業に係る補助金等を重層的支援体制整備事業交付金に一本化

### ★ 新たな重層的支援体制整備事業の町における会計処理（イメージ）★



令和8年度 高島町介護保険特別会計当初予算

【歳入】

単位:千円

款 項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	比 較		備 考
			増減	比率(%)	
1 保険料	538,500	525,500	13,000	2.47	第1号被保険者(65歳以上)の保険料
1 介護保険料	538,500	525,500	13,000	2.47	負担割合 23%
2 分担金及び負担金	23	23	0	-	65歳未満の生活保護受給者の介護認定 業務受託費として(置賜総合支庁福祉課よ り)
1 負担金	23	23	0	-	
3 使用料及び手数料	2	11	▲ 9	-	督促手数料及びおむつ証明書等の発行手 数料
1 手数料	2	11	▲ 9	-	
4 国庫支出金	645,377	681,362	▲ 35,985	▲ 5.28	
1 国庫負担金	471,800	468,607	3,193	0.68	介護給付費負担金 (国庫負担分)
2 国庫補助金	173,577	212,755	▲ 39,178	▲ 18.41	調整交付金、地域支援介護予防事業交付 金等(国庫負担分)
5 支払基金交付金	745,892	740,730	5,162	0.70	第2号被保険者(40歳~64歳)の保険料を 各医療保険者から支払基金を通して交付
1 支払基金交付金	745,892	740,730	5,162	0.70	負担割合27%
6 県支出金	413,203	421,522	▲ 8,319	▲ 1.97	
1 県負担金	404,537	401,730	2,807	0.70	介護給付費負担金(県負担分)
2 県補助金	8,666	19,792	▲ 11,126	▲ 56.21	地域支援介護予防事業交付金等 (県負担分)
7 財産収入	1	1	0	-	介護給付費準備基金利子分
1 財産運用収入	1	1	0	-	
8 寄付金	1	1	0	-	
1 寄付金	1	1	0	-	
9 繰入金	552,254	559,505	▲ 7,251	▲ 1.30	
1 一般会計繰入金	462,396	482,618	▲ 20,222	▲ 4.19	介護給付費繰入金(町負担分)、地域支援 介護予防事業繰入金等(町負担分)、職員 給与費、事務費、低所得者保険料軽減繰 入金
2 基金繰入金	89,858	76,887	12,971	16.87	介護給付費準備基金からの繰入金
10 繰越金	100	100	0	-	前年度からの繰越金
1 繰越金	100	100	0	-	
11 諸収入	6,625	5,693	932	16.37	
1 延滞金加算金 及び過料	2	2	0	-	介護保険料の延滞金
2 預金利子	1	1	0	-	
3 介護予防サービス 計画作成費	5,760	5,040	720	14.29	介護予防のケアプラン作成費
4 雑入	862	650	212	32.62	介護予防普及啓発事業利用者負担分等
歳入合計	2,901,978	2,934,448	▲ 32,470	▲ 1.11	
介護給付費準備基金残高	412,896,017	398,455,440	14,440,577	3.62	3月補正時点(単位:円)

令和8年度 高島町介護保険特別会計当初予算

【歳出】

単位:千円

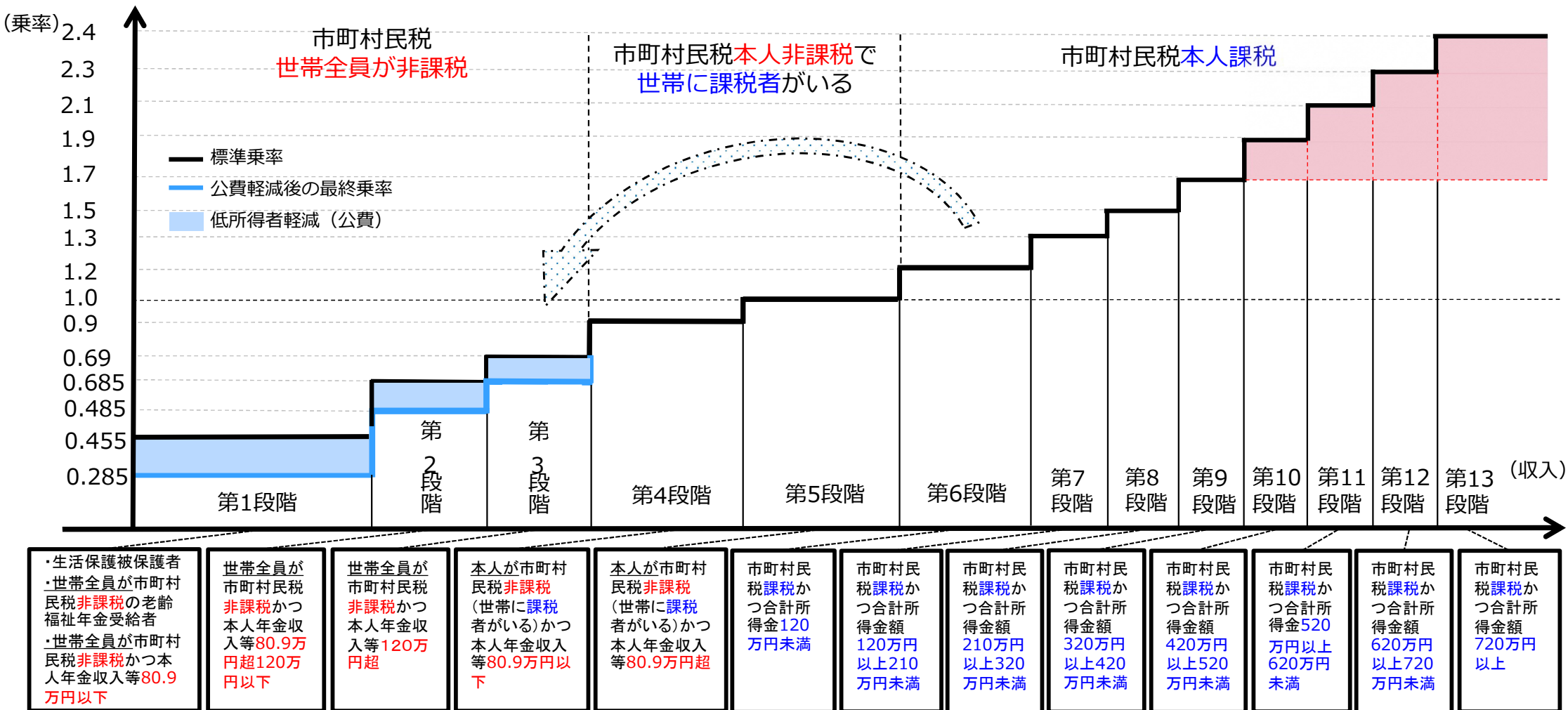
款 項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	比 較		備 考
			増減	比率(%)	
1 総務費	88,433	83,193	5,240	6.30	
1 総務管理費	58,233	55,540	2,693	4.85	職員人件費、事務費
2 徴収費	2,194	2,613	▲ 419	▲ 16.04	保険料納入通知書印刷代、郵送料等
3 介護認定費	27,757	24,988	2,769	11.08	介護認定審査会、介護認定調査等
4 趣旨普及費	11	11	0	0.00	介護保険のチラシ代
5 計画策定委員会費	238	41	197	-	運営協議会経費
2 保険給付費	2,709,635	2,690,418	19,217	0.71	
1 介護サービス等諸費	2,466,601	2,451,164	15,437	0.63	各介護サービス給付費
2 介護予防サービス等諸費	42,429	36,328	6,101	16.79	
3 その他諸費	2,772	2,117	655	-	
4 高額介護サービス等費	58,177	55,859	2,318	4.15	
5 高額医療合算介護サービス等費	9,720	9,500	220	-	
6 特定入所者介護サービス等費	116,706	122,976	▲ 6,270	▲ 5.10	
7 市町村特別給付費	13,230	12,474	756	-	
3 財政安定化基金拠出金	1	1	0	-	
1 財政安定化基金拠出金	1	1	0	-	
4 基金積立金	1	1	0	-	介護給付費準備基金積立金
1 基金積立金	1	1	0	-	
5 地域支援事業費	76,818	104,353	▲ 27,535	▲ 26.39	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	67,092	66,961	131	0.20	第1号訪問・通所介護サービス事業、緩和基準通所介護事業、介護予防ケアマネジメント業務等
2 一般介護予防事業費	5,187	8,379	▲ 3,192	▲ 38.10	介護予防普及啓発事業、地域リハビリテーション活動支援事業等 <b>地域介護予防活動支援事業は一般会計へ</b>
3 包括的支援事業・任意事業費	4,539	29,013	▲ 24,474	▲ 84.36	在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア推進事業 <b>総合相談・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント・任意事業は一般会計へ</b>
6 地域包括支援センター事業費	10,468	55,652	▲ 45,184	▲ 81.19	
1 地域包括支援センター事業費	0	36,564	▲ 36,564	▲ 100.00	<b>職員人件費、事務費等は一般会計へ</b>
2 介護予防支援事業費	10,468	19,088	▲ 8,620	▲ 45.16	職員人件費、事務費等
7 諸支出金	16,522	730	15,792	2,163.29	
1 還付金及び還付加算金	501	501	0	0.00	保険料還付金等
2 繰出金	16,021	229	15,792	-	<b>重層的支援体制整備事業による一般会計への繰出金</b> 聞こえ快適支援事業実施による一般会計への繰出金 前年度精算による一般会計への繰出金
8 予備費	100	100	0	-	
1 予備費	100	100	0	-	
歳出合計	2,901,978	2,934,448	▲ 32,470	▲ 1.11	

# 令和 7 年度税制改正に伴う介護保険制度の対応

厚生労働省 老健局

# 令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について

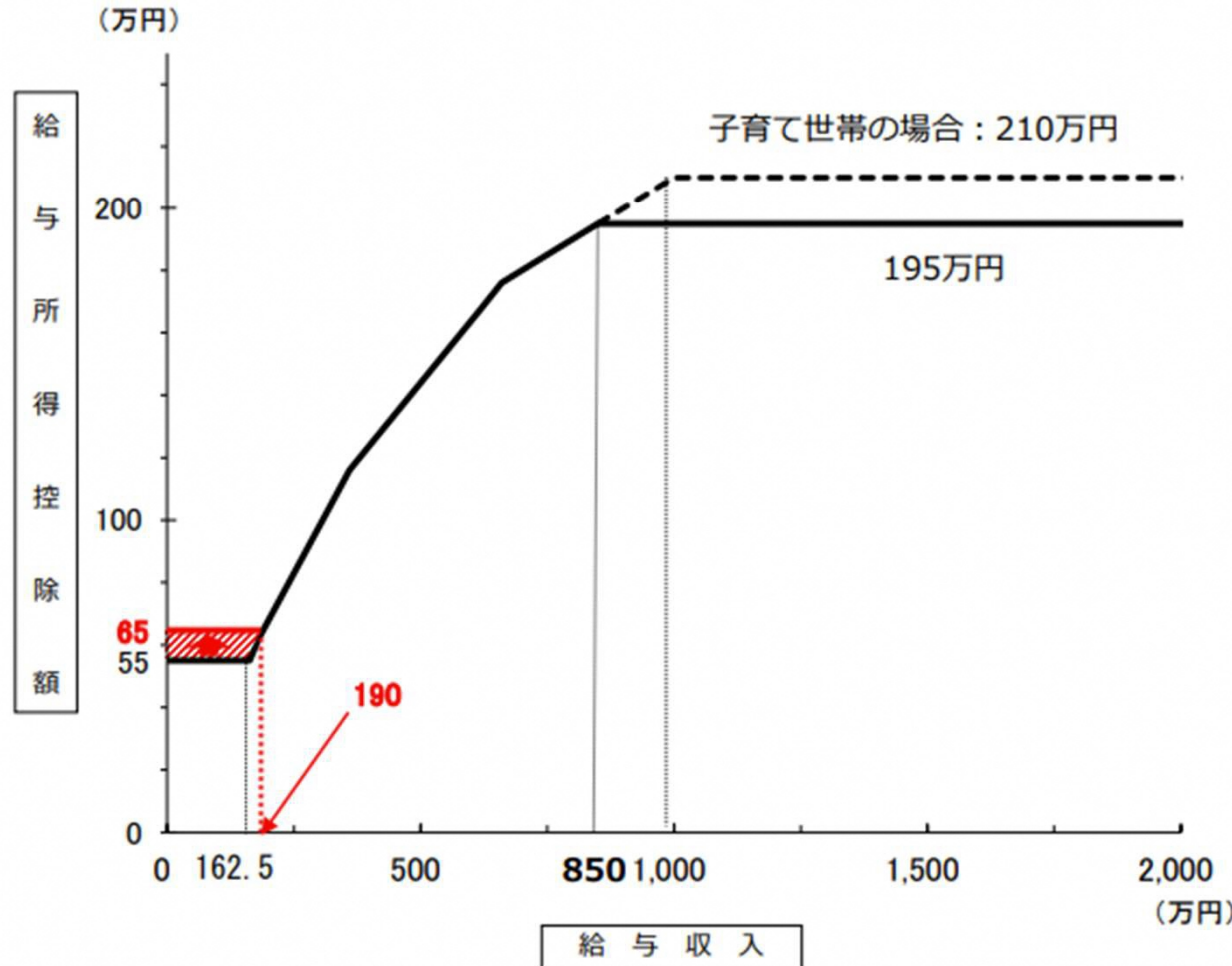
- 令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、保険料段階が下がる者が生じる等の影響が出る。
- **3年単位の計画期間（現在は令和6～8年度）中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から（※）、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとしたい（合計所得金額等が変わらなければ令和7年度と同額の保険料となる）。**
- （※） 厳密な推計は困難だが、粗い推計では、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があり、また、保険者によって影響額は異なる。



# 給与所得控除の見直し(令和7年度税制改正)

第5回税制調査会(令和7年5月15日)  
総務省説明資料抜粋

- 勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨。  
-「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会 昭和61年10月)
- 給与所得控除は所得計算の一部であるため、個人住民税も現在、最低保障額は55万円です。所得税と同一。
- 個人住民税については、令和7年分所得に係る令和8年度分から適用。



給与所得控除額(改正後)

最低保障額:55万円 → **65万円**

給与収入	控除額
<del>180万円以下</del>	<del>収入金額×40%-10万円</del>
360万円以下	収入金額×30%+8万円
660万円以下	収入金額×20%+44万円
850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円